

事務連絡
平成28年4月28日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 } 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおける
評価指標の候補に係るQ&Aの送付について

「後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおける評価指標の候補の提示について」(平成28年4月28日付け保高発0428第2号厚生労働省保険局高齢者医療課長通知。以下「本通知」という。)を通知したところですが、本通知に係るQ&Aを別添のとおりまとめましたので、内容について御了知いただくとともに、後期高齢者医療広域連合におかれましては、貴管内市町村(特別区を含む。)への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

後期高齢者医療制度の保険者インセンティブにおける評価指標の候補に係るQ&A

【総論】

問1 平成28年度の特別調整交付金の交付の総額や交付方法如何。

(答) 本年秋を目途に発出する特別調整交付金の交付基準に今般の評価指標を記載した上で、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)からの申請に基づき、交付を行うこととしております。具体的には、保険者ごとに一律の基礎点を設け、指標ごとに点数を加算します。その点数に被保険者数を乗じて決定する点数に応じて、交付金を按分することを想定しております。交付金の総額については、既存の特別調整交付金の基準・規模を考慮しつつ、引き続き、検討してまいりたいと考えております。

問2 今般の通知に係る特別調整交付金の申請方法如何。

(答) 現行の特別調整交付金の申請方法と同様に、年明けを目途に、各指標に係る取組の実績について申請していただくこととなりますが、具体的には、引き続き検討を行い、本年秋を目途に特別調整交付金の交付基準等に係る通知においてお示しする予定です。

問3 各指標に係る取組の実績を報告するに当たり、必要なデータは各広域連合が自ら算出しなければならないのか。

(答) お見込みのとおり。

問4 取組の有無が指標とされているものについて、年度途中から開始した取組についても評価されるのか。

(答) お見込みのとおり。

問5 健康診査の実施や広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組については、市町村の後期高齢者医療担当部署以外の部署における取組も評価の対象となるのか。

(答) 各市町村の後期高齢者医療担当部署以外の部署における取組も評価の対象となります。

【保険者共通の指標について】

<3 糖尿病等の重症化予防の取組>

問6 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の策定について(依頼)(平成 28 年4月 20 日付け保険局長通知)が発出されたところであるが、糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況に係る評価指標は、同通知の条件を満たす取組を実施していなければ、評価指標における要件を満たすこととならないのか。

(答) 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを満たす取組の実施は評価指標における要件ではありませんが、当該プログラムを満たす取組を実施している場合は、さらに評価をすることとしています。

<4 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組>

問7 ICT等を活用した本人への健診結果の情報提供については、紙による情報提供も評価の対象となるのか。

(答) お見込みのとおり。

【後期高齢者医療固有の指標について】

<2 高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施>

問8 評価指標の要件を満たすためには、平成 28 年度の補助事業である「高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進事業」を実施する必要があるのか。

(答) 評価指標の要件を満たしているかどうかは、補助事業を実施しているか否かにかかわらず、高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進事業の取組を実施しているかどうかで評価することとしています。